

◆ 第1回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会議事録

日 時 平成27年7月21日(火) 午後2時から午後3時40分

場 所 鎌倉市役所 822会議室

出席者

委 員：興水委員長、飯塚副委員長、伊藤委員、石井委員、飯田委員
事務局：小林副市長、館下課長、齊藤課長補佐、大前職員、大淵職員

- ・副市長挨拶
- ・委嘱式
- ・委員紹介
- ・職員紹介
- ・資料確認

事務局 委員長の選出について、規則では、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

■委員 これまで鎌倉市での経験を十分に積んでいらっしゃる興水委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 異議なしとのことですので、それでは、興水委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 それではご指名ですので、司会進行、委員長をさせていただきます。よろしくおねがいします。規則では副委員長も互選となっておりますので、ご意見をいただきたいと思いますが。

■委員 副委員長については、飯塚委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 ■委員から飯塚委員を副委員長にというご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、飯塚委員に副委員長をお任せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで申し上げるタイミングではないのですが、所用がありまして3時くらいに失礼しなくてはならなくなりました。第1回目でそのようなことは失礼だと重々承知しておりますが、時間がきましたら飯塚副委員長に進行役をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。「会議の公開について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 「鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第7条」では、委員会は公開を原

則としています。今後の委員会のスケジュールとしましては、本日第1回目は、募集要項等に関する審議、採点基準に関する審議等を行い、第2回目は採点基準や応募状況の確認等、第3回目は、応募者によるプレゼンテーションとヒアリング、第4回目は優先交渉権者の決定等を行う予定としています。今般、事務局といたしましては、第1回、第2回及び第4回委員会につきましては、採点や審査に関わる部分ですので、会議は非公開、議事録は公開としまして、第3回委員会のプレゼンテーション及びヒアリングの部分を公開としたいと考えております。プレゼンテーション及びヒアリングの傍聴につきましては、1団体につき2名までとし、10名を募集したいと考えております。なお、議事録の非公開部分につきましては、鎌倉市情報公開条例に基づき事務局で判断いたします。

委員長 事務局からの説明では、第1回、第2回及び第4回の委員会については、会議は非公開、議事録は公開とし、第3回のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とし、議事録の公開については、鎌倉市の情報公開制度に基づき事務局で処理をするという扱いにしたいとのことですが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

委員長 異議なしとのことですので、そのように決めたいと思います。

次に、公募に係る資料について、事務局より説明をお願いします。

事務局 募集要項について説明いたします。鎌倉広町緑地指定管理者募集要項、また、資料1「平成26年度公募書類との変更点について」を合わせてご覧ください。平成26年度に公募した書類から変更した箇所について、説明させていただきます。募集要項は1ページをご覧ください。4指定の予定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間に変更します。これは、現在鎌倉市の都市公園で行っている笛田公園や笛田公園を除く都市公園の指定管理期間の終了年度に合わせるものです。続いて、5指定管理業務に関する経費は、3年間での上限額を7,770万円として記載しています。取消線中の1億400万円が昨年度の上限額で、1年間に割り戻すと2600万円、今年度は2590万円となっております。平成26年度から10万円少なくなっていますが、これは鎌倉市において平成27年4月1日に長期継続契約を締結した機械警備費10万円を除いた額となっております。また、1年間の管理費の内訳額を変更しておりますが、これは平成27年度に実際開園してからの経費を参考に、内訳を一部見直したものです。なお、平成27年度に支払った光熱水費について、参考経費として記載しております。3ページをご覧ください。8応募に関する事項にスケジュールを記載しておりますが、募集要項の配布は8月24日から9月4日、現地説明会は9月7日、応募書類の提出は9月24日から10月7日に受け付ける予定となっております。なお、8月1日に広報かまくら、市のホームページにおいて、募集に関するお知らせを掲載する予定です。次に、4ページ、9応募方法をご覧ください。昨年度まで、「法人等」と「団体」という言葉が混在しておりましたので、「団体」という言葉に統一しております。また、グループ応募の際に必要な書類、法人格の有無による書類の違いが不明確でしたので、書類に番号を記載するとともに、言葉を整理しました。また、神奈川県や横浜市での事例を参考に、③欠格事項に該当しない宣誓書等、提出書類を追加しております。その他の応募方法や選定方法については、主な記載の変更はしておりません。13ページには配点表を掲載予定ですが、こちらにつきましては、後ほどご審議いただく予定

となっております。

続いて、仕様書について説明いたします。鎌倉広町緑地は平成27年4月1日に供用を開始しまして、現在は鎌倉市による管理をしております。また、管理事務所等の運営等の一部の業務は、都市公園の指定管理者をしている公益財団法人鎌倉市公園協会に委託しております。また、昨年度指定管理者に応募しました、NPO法人鎌倉広町の森市民の会とは、管理に関する協定を締結し、田畑や樹林地の管理などの作業等をボランティアとして実施していただいております。現在作成しています仕様書、水準書等は、整備工事が完了したこと、平成27年4月から実際に管理業務を行っていること、また、昨年度の指定管理者選定委員会でいただいたご意見を踏まえ、その一部を変更しております。仕様書の主な変更点としては、3ページからの、7業務の内容、(2)公園の運営管理に係る業務の部分です。まず、ウ公園利用者への対応に、危険生物に対する注意喚起を追加いたしました。これは、昨年度■■■■委員から、危険生物の取り扱いについてご質問をいただいたため、追加いたしました。次に、キ自然環境のモニタリングに、貴重種の取り扱いについて記載いたしました。これも、昨年度■■■■委員から、広く公表するだけでなく、貴重種については公開しないこともあるとのご意見をいただいたため、記載いたしました。ク管理運営方針の検討には、会議の場の設定を追加いたしました。これは、鎌倉の自然を守る連合会という自治町内会の集まりである団体から、「関係機関（市、指定管理者、市民団体、地域組織、学校関係、専門家等）が一堂に会して協議する場を設ける」という表現を入れてほしいとの要望もあり、追加いたしました。最後に、コ事業報告書の提出に、必要に応じて話し合いの場を持つことを追加いたしました。これは、■■■■委員から、市と指定管理者が事業推進をチェックする場が必要であるというご意見をいただいたため、追加いたしました。

続いて、水準書について説明いたします。水準書2ページ、湿地部及び池の管理をご覧ください。湿地部の除草については、新しく湿地内に設置した木道部分と変更しました。湿地復元のための土手の築堤は、整備工事が終了した直後ですので削除し、次期指定管理者を公募する際に追加していく方針としました。また、新しく整備工事で作った池については、可動堰を設けていますので、水質管理のための水量調整を追加いたしました。次に3ページ、花壇管理をご覧ください。管理事務所協の花壇については、鎌倉市緑政審議会の委員の方からのご意見もあり、鎌倉広町緑地に自生している草花を植えつけるように指示をしていましたが、花壇に植えつけるための苗床が必要であることや、どの植物を植えつけるのかなど、様々な課題があります。ここで、花壇の管理については、鎌倉広町緑地らしい花壇になるよう、提案していただこうと考えております。次に、4ページ、園路広場の項目をご覧ください。出入口や一部園路の点検は、最低水準を週に1回と変更しました。これは、実際に鎌倉市公園協会に業務を委託する中で、全園路を毎日歩くというのは約48haの広大な敷地では、ほぼそれだけで毎日が終わってしまうということがあったため、見直しをいたしました。その他、整備工事が終了したことで、一部数量等を変更した箇所や、6ページの管理事務所の点検、清掃、修繕の項目では、機会警備を市で行っていること、ワックス掛けを行える床面でないことなどから一部削除しています。また、図面集につきましては、水準書の変更に伴い、一部除草の範囲や位置等を見直しております。

次に、応募書類様式集をご覧ください。様式3の指定申請書は、募集要項の提

出書類と合わせて、添付書類を変更しております。様式5は、新たに追加した宣誓書になります。また、大きく変更した様式が、様式7からの提案書の書式です。昨年度は、表の一番上のゴシック体の部分のみの記載でしたが、その下に要点をいくつか追加で記載することといたしました。これは、鎌倉広町緑地が開園してまもなく維持管理の手法が確立していないことや、都市林という特殊な公園であること、また、昨年度応募してきた団体が提案に具体性がないということもありましたので、応募してくる団体がより具体的に提案をできるよう、要点をまとめたものです。例えば、様式7-1管理運営の基本方針では、人員配置、勤務体制、花壇管理に関する提案や、会議の頻度、構成団体、手法等について具体的に記述するよう記載しています。

以上で、公募に係る書類についての説明を終了します。

委員長 公募に係る資料について、募集要項、管理作業の細かい点を示した仕様書、管理水準、そして様式について、昨年度からの変更点について説明がありました。これについては様々なご意見があると思いますが、ここでは中身について知っていただき、この資料については事前に配布してご確認いただいたと思いますので、本日最後の意見交換でご意見を伺いたいと思います。

次に、審査の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 審査の進め方につきましては、第2回委員会開催時にも確認いたしますが、第2回委員会時に応募状況、提案書等の確認をし、第3回委員会のプレゼンテーションにおいて応募者からの提案説明を受け、質疑応答をした後、提案書とプレゼンテーションの内容について各委員によるご審査をいただきたいと考えております。なお、財務諸表や公園管理に係る事項等、専門分野につきましては、■■■■委員や■■■■委員のご意見を参考にしながら、各委員で採点をしていただきたいと考えております。第3回委員会と第4回委員会の間に10日間程度時間を設けますので、第3回と第4回の間には採点結果をご提示いただきたいと考えております。事務局では、各委員の採点を集計したものに、応募団体数によって指定管理料に対する加点評価を加算し、第4回委員会で委員の皆様へ提示いたしますので、その結果をもとに委員会でご審議いただき、優先交渉権者を決定していただきたいと考えております。

委員長 審査の進め方につきましては昨年度と同様ですが、今事務局からご説明がありましたように、まだ具体的な応募団体が出ておりませんのでイメージしにくかった点多々あったと思います。昨年度と同じように、第2回で内容を確認いただき、第3回と第4回の間には10日間程度日程がございしますので、その間に採点結果を事務局の方に出していただき、その後第4回で加点評価をしたものを審議いただいて、最終的に優先交渉権者を決定するという流れになっているということですが、何かご質問がありましたらお願いします。

こちらの意見についても、後ほどの意見交換で出していただければと思いますが、一番大事な審査について、専門の知識をお持ちの委員の意見を参考にしながら、採点は各委員が行い、その結果を事務局が集計して第4回の委員会に提示するということになります。その結果をもとにして、優先交渉権者を決定するという流れになりますが、配点と採点という難しい話になりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、配点表につきまして説明いたします。資料2配点表をご覧ください。今回の配点表は、平成26年度に実施した配点表と大きな変更はありません。

配点表の項目は、鎌倉市都市公園条例第35条第1項の各号に規定している指定管理者の要件に対して、公園を適正に管理する上で必要と思われる審査項目を13項目設定し、選定の根拠をより明確にできるようにしています。配点につきましては、利用に関する要件に30点、管理運営に関する要件に30点、知識・経験に関する要件に20点、応募者の経営基盤に関する要件に10点、経費の縮減に関する要件に10点を配点し、さらに各審査項目に対して5点から15点を振り分け、満点を100点としました。応募者の得点は、委員の皆様の手採点を合計したものとなり、満点は500点になります。

「採点の方法」については、昨年度と同様ですが、資料3「採点に関するチェック表」をもとに、指定管理者としての資質があるかどうかを審査していただければと思います。13の審査項目を設定しており、そのうち9項目については、提案書による審査としております。また「管理運営の基本方針」に花壇管理に関する提案についての項目を追加いたしました。現時点では応募団体と団体数がまだわかりませんので、第2回目の委員会において、ヒアリングの実施時間や合格ラインの設定等のご審議をいただきたいと考えております。

以上です。

委員長 配点と採点につきましては非常に重要な部分となり、ご意見もあると思いますが、いかがでしょうか。

副委員長 前回の団体が不合格になった最大の要因は体制だったと思います。財務体質、財務体制もそうですが、組織体制、その運営をできるのかどうか。去年の例ですが、私たちはやります、やります、というだけではできないということが大きかったのだらうと思います。今までの私の財団、公益社団法人ですが、総事業費が数億円あるいは百億円という事業体であろうと、5,000万円、2,000万円であろうと、今の法人法に基づくと同じようなことをやらなくてはなりません。報告の義務、あるいは維持するための体制や事務局の組織、そういうことを理解する人がいるかということとはとても大事だらうと思います。そこが前回ほとんど欠落していました。お金のこともわからなかったけれど、みんな私たちがやりますとしか言わないで、どこに事務局があり、どういう体制で、誰がバックアップしてというところが見えなかった。そこで、今回も同じようなことを審査しなければならないとすると、その危険性がまたあり得る。手を挙げてくるところがどんなところか、どんなところが興味を持つかわからないが、それだけに、配点表、基準のところでもう少しそのところをどこで読むか。例えば、■■■■委員が盛んにおっしゃっていた経営基盤、財務体質はここでいう下から三行目、第35条第1項第4号に基づくあたりでみられると思うのです。ところが、組織体制というのはどこにも出てこない。全体で見るとしか。結局、一番重きをおくのは業務が出来るかどうかだから、平等とかそういうのしか聞いていなくて、ちゃんと組織をあげて、要するに給料の計算だとか付帯的な事業がいっぱいあると思うのだけど、そういうのが前回の審査会では漠然としてこんなことできるだらうかと思った。先ほど言ったように、事業費の大きい小さいではなくて、やらなくてはいけないことはほぼ同じです。そのところの見立てはどこでしますか、というのが、我々と一緒に考えていただきたいし、事務局としてはこの中のどこでみているのか。ここに書かれているのは、

ねという体制だと思います。もうひとつ突っ込んで聞きたいのが、去年の例で、つまり、本社をどこに置くか、何人でやるかもわからない、いつも誰がいるのかわからないようなことではおぼつかないというのがあったわけです。そのところを、これで見るといふのならそれはそれでいいと思います。そうであれば、この今の第1回から準備していただいた7月のこの時期で、委員5人の我々が、そのことを共有してそれで見ないといけないということかと思えます。

委員長 ■■■委員が言われた運営体制というのは。

■■■委員 様式7-1の管理運営野基本方針の上から二番目の項目です。そこに記載されている運営体制というのが■■■委員の言われたことかと。

委員長 それが配点表のどこになりますか。

事務局 上から4つ目の管理運営の基本方針になります。

委員長 チェック表でいうと、効率的な人員配置、勤務体制というのがこれですね。

副委員長 そこはそれでいいのです。これは問わなければいけないし、見なければいけないところですが、去年不合格だった一番大きい理由のところを、どこで吸収するかというのが問題であります。10点というポイントの重みはとりあえず置いておいて、去年と同じようにならないためには、安定した経営基盤を有しているところ、組織体制、あるいは経営基盤等ということどこかに包含されてないといけない。大元の基盤がないところ、手を挙げてきたところになかったというわけですから、第35条第1項第4号が経営基盤を言っているのであれば、もうひとつそこに他の理由を何か付記して、その健全な経営、財務体質というところで判断する、企業の本社機能、企業体制を問うのはそこだと思います。こういうこともあっていいのかと思えます。

■■■委員 これは会計的な部分ですよ。会社は会計という部分と別に、組織運営という部分があるわけです。そうするとここに強調されているのは、お金の部分だから、やはり、管理運営の基本方針のところに関係があって、■■■委員が懸念するのはこちらのほうではないかと思えます。

委員長 お金の話と管理の運営体制は絡みますが、評価項目ですからそこは分けて、健全な経営状態・財務体制でお金に対してはチェックし、それをベースにした管理運営体制は管理運営の基本方針のところをチェックするというように、分けて出来ています。これらはもちろん関連はするのだから、そのあたりをこの出てきたこの資料をよく読みこなして、そこで読むしかないと思えます。

■■■委員 確かにお金の部分と表裏一体だと思います。安定した経営基盤というのはお金の部分だけを言っているのではないかと思えます。

委員長 事務局、下から二番目の項目は専らお金の話だけですよ。

事務局 そのとおりです。

委員長 管理運営の基本方針が業務についてですね。

事務局 そうです。

副委員長 それも重々わかった上で、どのようにしたらいいかということです。

事務局 もし組織体制を知るために求めた方がよい書類などがあれば、最初の応募書類の中に提出書類を追加するという事も考えられます。この配点表というのは指定管理業務をできるかどうかの配点表になっていて、それ以外の組織体制というのは根底にあるものですので、配点の中に含まれない部分になります。なので、募集要項の9の応募方法に、応募のために提出する書類という項目がありますけれど、今回役員名簿とか追加している書類はありますが、もしこの中で基盤を知るために追加して求めておきたい資料などがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

副委員長 そういった事例が、他の地方自治体でも全くないというのであればいいが、また、ということがあるとすれば。去年のグループはなんで私たちはだめだったのかということがかかっているのかどうか。あの人たちはわからないのではないか。わからなかったのは、そういう組織、やれると思っている人が集まって手を挙げてきたというふうには映らなかった、というところがマイナスだった。

委員長 一番大事な議論で申し訳ないですが、採点表に関するご説明をいただきましたので、最初に戻って募集要項等について、今年これでうまくいくだろうかということをチェックしていただいて、修正するところは修正するという事で、意見交換の方に入らせていただきたいと思います。ここで、 委員にバトンタッチしたいと思います。申し訳ありませんが、よろしく願います。

事務局 今回1回多いのは、昨年度からの経過もあり、前回決まってしまったもの以外に付け加えることができないということがありましたので、一度見ていただいて、そういう部分が、募集要項に載せるのか、配点表に載せるのか、もしくは様式7-1のほうにひとつ加えて、こういうものをきちんと書きなさいというようにするのか、どのような形がいいかということをご意見いただければ、そういうものを付け加えて、募集要項の中で示していきたいと思っています。

副委員長 こうあらねばならないということではない。ただ、大阪府、関西とか、私が見聞きさせていただいた例から見ると、非常に稀なケースであると思っています。そこが、これから先も出てこないとは限らない。一番心配しているのはそこです。ひととおり読ませていただいて、そこをしっかりと最初に要項の中で、手を挙げるということの意味は、受け皿としての体制、体裁が整っていなければならないということが、前段として相手に伝わっていないといけないと思います。

事務局 同じ団体が応募するとは限らない。民間の会社が応募する可能性ももちろんあります。昨年応募した団体には組織力等について十分に指摘をしておりますので、昨年と同じ体制で望もうとは思っていないと思います。

副委員長 そうであれば、今いろいろ出てきたものは我々が少なくとも整理していると、出てきたときに去年のような戸惑いが我々のほうにもないようしておく、ということだけでもいいのではないかと思います。その先がわからないだけに、おっしゃるように、単体ではなくグループなのか、あるいは全く新たなものが

参入するのか、読めないところがあるかと思うのですが、少なくとも昨年の轍を踏まないという点では、どこかに明記し、今日の5人の委員はそれを認識しておく、ということにさせていただくことでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

副委員長 みなさんよろしければそういうふうにしたいと思います。今日の触れなければいけない議題は触れたんでしょうかね。

事務局 こちらからご説明させていただく部分は、今後のスケジュールを除いて説明をしまして、あとは、先ほど説明しました募集要項等の内容なのですが、あらかじめ見ていただいて、ご意見があれば伺いたいと思います。

副委員長 では、今の事務局からのご説明からは、昨年の経験をもとに、見直す部分は見直して示していただいたということで、意見があれば個別で事務局に意見をお返すということでも構いませんが、全体に意見を伺わなければいけないようなことであれば、その辺の手続きをしていただく。というところで、ご準備いただいたものに対する意見についてはよろしいですか。その上でさらに気がついたところという点について入ってよろしければ、そのようにいたします。

私のほうから一点、指定管理という制度に該当しなくて一年延びて、ほぼ直営的に仕事をせざるを得なかったというこの4ヶ月で、電話代がというのは見たけれども、植物、動物の動きもろもろあって、全体の業務としてどうなのか。例えば、皆さんが水準とかいろいろお作りになっていて、実際に運営してみて、どうですか。私が一番思ったのは、お金が足りないんじゃないかというところ。ただ私が見ているのは、先ほどから言っていますように、ちゃんと見るところがあって、その人の給料はひとつじゃなくて複数やっている事業の中で、本社機能あるいは本部機能がみているというふうになれば、今回の都市林というのは非常に例としてないと思います。この形式の指定管理者はないと思うのです。それだけに金額が妥当かどうかではなく、作業がほぼ直営に近く、あるいは公園協会さんがおやりになっている中で、見聞きして、いかがなものか。

事務局 先ほどもご説明したように、48ha の点検業務等につきましては、入口が御所谷入口のほかに4箇所ありまして、それをきちんと見てくださいという形ではやっているのですが、今委託業務でやっただけで、やはり4箇所回るだけで1日が過ぎてしまうということがあります。ですので、1週間に1回入口を点検するという水準に変更しています。前回公募した際はまだ工事が終わっておりませんでしたが、きちんと工事が全部終わりました、どこからどこまでどのような形でやったらいいか、というのを見直して、水準書に反映しております。

副委員長 他の公園と比べると、いわゆる営造物公園というようなイメージが少ないですよ。だから、水準という形で何かを組んで、他の笛田公園の運動公園のように、施設として年2回の砂を入れ、あるいは整地するというようなことが、わかりやすければ水準というのも理解しやすいだろうけど、ほとんど既存林というわけだから、取り組みながらということになります。皆さんからいただいた水準をやってみたら、3回というけど2回でもいける、あるいは3年に何回でもいいのか、ということは見直ししつつということになるだろうと思います。今ここで水準として何かを言わなければならないというものでもなくて、例え

ば花壇、あまりイメージがわからないのですが、花壇はあまり縛らなくて、花で飾ってほしいところはあるというぐらいで、例えばお仲間が作ったもので飾ってもいいだろうしということやっていけばいいだろうけど、そこにm²いくらかけてやっていくということになるとちょっと、とは思いますが。花壇というほうが恥ずかしくなるくらい小さいのではないのでしょうか。

事務局 七里ガ浜の個人の方が、昨年度市で購入しました西武さんの土地だったところに、広町で咲いているような花を植えて庭のようにしていたお家があります。市の土地になったので市に返しますということで、広町で咲いていた花なのでできれば持って行ってもらいたいとお話もいただいていますので、花は活用できるのかなと思います。花壇といいますが70cmくらいの幅で3～4mの花壇が二箇所ですので、手入れするような花壇ではないと思います。

副委員長 鎌倉の市街地に取り囲まれた緑が財産なのです。未来永劫この基盤を大事していく、塊が大事だからやっぱりそういうことになるんじゃないかなと思います。マリーゴールドだとかがそこにごちゃごちゃあって、へんてこりんなプランターなんか置かないでというのが。この広町緑地は何がって言ったらともかくこの鎌倉の街並みのここで緑が残っていることが財産なんだと、市民が思えるようになれば、理想かなと思います。今私たち植物園協会でも大きな問題になっているのは、好きこそという人たちがそこに自分たちの常識で行おうとするんです。シュンランが、あるいはエビネはどこで取ってきたかわからないけども、ともかく上手い栽培をした、増えたというので広町緑地の林床に植えて、エビネが咲くような景観を、というのでいとも簡単に自己判断である日持ち込んでどこかに植えつけるというのは起こり得る。そうすると、これだけの里山というか、都市内の貴重な山の中に入らないでいいもの、遺伝子レベルでどこのものかわからないようなものまで入ってきて中がぐちゃぐちゃになる。10年待たないで起こり得ることかもしれない。だから、やっぱりそういうところに目を光らせて、その上でこの塊が豊かなんだということを共有できるように活動してくれる人たちが入ってくれるといいですね。というのが私の感想です。

委員 花壇だとか芝生というのは必要ないと思います。入口だからある程度整備が必要かもしれないけど、それよりも歩いたときにもっと園路全体の管理のほうがかちゃんとやってほしいと思います。崖のあんなすごいところなので、この台風やなんやらで木がめちゃくちゃになってるかもしれない。そういうところをちゃんと見て、整備をしていただきたくて、入口の花壇なんて後でいいというか、人集めにやるようなことは必要ないと思います。トイレももっと簡素なものでもよかったと思うくらい。入口のこんな整備をやっていたらほんとに人が足りなくて、それよりももっと巡回が1週間に1回ですむかなという気がします。それしかしょうがなければすると思いますけど、もっといろんなことが起こるんじゃないかと、そっち方が心配で、園路の管理のほうをきちんとやってもらいたい。歩いたときもぐちゃぐちゃなところが山ほどありましたから。子どもたちは楽しんで、こんなすごいところ他にないといって裸足で歩いている子どもたちもいましたけど、ちゃんと歩けるところとめちゃくちゃなところがありました。いろいろな方が応募すると思いますけど、去年の方は田んぼやその辺はちゃんとやってたというのは引き続いてできますけど、そういう全体をちゃんと見れるかなというのがちょっと心配です。

事務局 指定管理に移行して維持修繕というのが出てくると思うのですが、規模の大きい修繕については指定管理者ではなくて市のほうが直接やるという形を取って

いますので、今の公園協会のほうの街区公園等の管理についても大規模な修繕については市のほうでやっています。広町は広いので園路の側で台風等の倒木があった場合には市の方で直接やっていますが、広いので中のほうで結構まだ倒木、危険木等があります。それにつきましては公園協会が管理事務所にて、4月から約4ヵ月危険木等の調査をしておりますので、私どもが来月に入ったら来年度に活かすために危険木等の調査に入ろうという形になっております。

副委員長 いただいた資料で何かご意見が他にあれば。スケジュール的にはご説明があったスケジュールで動くことで異論がないわけですから、あと残り3回の中で選定すればいいという動きでいいですね。これまでにお示しいただいた募集要項等の中から、もし何かご意見があれば。

委員 先ほど、委員のほうから内容的な部分が非常に不安であるというような部分で、例えばこの機械による除草を年2回やります、今話がありましたように倒れた木をどうするんだという場合に、かなり専門的な部分が出てきます。やはり刈払い機もただ払うだけでなく、ヤマユリが咲いていたらそれは避けるとか、倒木があったら簡単なものだったら自分たちでチェーンソー等使ってやるとか、そういう部分でかなり危険を伴う専門的な人が必要だと思います。公園協会に頼むだけではなくて、そういう植物のことも知り、山の管理もできるようなある程度の士気を持った専門的な、全員でなくても構いませんから、指導できるような人が中にいなければ、かなり大変だと思います。全員がそういう知識がなくてもいいですから、ある程度指導できる者がそういった体制の中にいるということが、非常に大事じゃないかと思います。先ほどの委員の体制の中のひとつに、そういったものも私は付け加えていきたいなというふうに考えています。

副委員長 もともとの約50haの中でこれを取ったからという利鞘が生まれるとは思われない。だからこそ、グループなのか団体なのかわかりませんが、それでも取りたいというのは、今委員のおっしゃるいろんな方の英知、お金じゃなくて俺の力、俺のグループの力、俺の専門的な、というような、あるいは教育の方もいらっしゃるかもしれないけど、そういう方々をどう上手くプロデュースする、コーディネートするかが問われるんだろうと思います。長い目で見て持続性、継続性をもってそういうのをやるとなると、そこのところも難しいだろうと思います。お金だけで議論したらそれは、最初は無理だと思いますよね。

委員 細かいことでもよいでしょうか。応募方法のところ、法人を団体に変えたわけですね。募集要項4ページ9応募方法(1)のア、⑥事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録など、のところに法人が出てくる。この法人というのは、団体に変えなくていいですか。⑤は法人の場合はという書き方がされているが、⑥は法人以外の場合はどうするんだろうと。通常法人はこういったものを作っているんですけど、任意団体でも事業報告書とかそういうものは作ります。一応会員がいるわけですから報告しなければならない。だから、上の関係からいくと法人じゃないところは出さなくていいというふうに読めてしまうのではないかと思います。それと⑦も法人の納税証明書と書かれていて、確かに法人は納税をするわけですけど、任意団体ももし収益事業を行っていれば、法人税の課税団体となるから申告をするわけなんです。だからこの法人というのも団体に変えたらどうかと思ったんですが。

事務局 団体に置き換えて支障がないのであれば団体に置き換えます。

委員 変えなかった理由はあるのですか。

事務局 「法人等」を「団体」に変えて、「法人」についてはそのままにしています。⑥までは全部の団体が出すことにしているのですが、「団体」でないとおかしいです。下の米印のところは②から⑥の各書類については、構成団体すべてが提出してください、⑦は課税対象のある構成団体すべてが提出してください、とあるので、⑥も⑦も「団体」でないとおかしいです。⑦については課税対象のある団体という注釈もありますので、ここの二箇所は団体ということで訂正いたします。

委員 この採点表でいくと、15点の配点が公園等の管理実績なんですね。これがやはり重要だと思うんです。15点でいいと思うんですけど、去年の市民の会は書類の中に何も書いてなかったと思うんです。ないから書いてなかったのだと思うんですが、だからそれだと0点ということになると思うんですよね。これは様式はないわけけれども、任意の様式でもいいから書きなさいというようなことを指示したらどうかと。そうしないと採点するときに忘れちゃうわけです。例えば、募集要項の5ページ、③の委任状は様式任意って書いてあるんですね。次のこの管理運営実績のところには何も書いていない。だから、様式任意でいいからちゃんと書きなさいと。ないならいいから書きなさいというのでもいいんじゃないかと。これだと何も書いてないからよくわからなかったんです。あるところはたくさん書いてくると思うんですけども、あの法人は結局何も実績はないから、何も書かなかったわけです。ないなら書いてもらったらどうかと思います。

事務局 応募書類様式集の中の様式3に指定申請書という書式がありますが、添付書類の項目の下から3つ目に類似施設の運営実績を記載した書類とあります。去年まではそこに、「ある場合で様式は任意」という記載がありましたが、「ある場合で」という表現を今回削除しようと考えております。ある場合ということでしたので、ない場合は出さなくていいことになっていたんです。今年は「ある場合で」を削除するので、様式は任意で出さなくてはいけないことにしようと考えております。なので、様式集のほうに合わせて募集要項の方にも様式任意を入れたいと思います。

副委員長 委員のおっしゃる、様式は任意というのはこれでいいですか。

委員 募集要項のほうに書いてなかったんですよ。

事務局 募集要項の方にも様式任意ということで、委任状のところと合わせて記載します。

委員 それから、去年のあの団体は広町の森しかやらないわけです。公園協会はいろんなところやっているけれども。そうした場合に、経理というものはそれしかないのだから独立した会計帳簿が必要かどうか。募集要項の2ページに区分経理と書いてあるが、区分するということは他のことをやっているから当然指定管理業務というのをはっきり区別しなくては困りますというのわかります。だけどあの団体は、応募するかどうかわからないけれど、指定管理業務しかやらない、その広町の森という公園についての管理しかやらないとすると、区分経理なんか必要ないだろうと思います。あの団体は寄付金や会費などの収入があって、それはどんどん増やしてく義務があるわけです。NPO法人としての、や

っぱりそれは代表者の、理事者の義務だと思う。どんどん大きくしていくということが。だったらそれはどうなるんだろうと。それも指定管理業務なんですかと。寄付金や会費ですね。それが独立区分経理との関係でよくわからないんですね。

副委員長 去年が本当にレアなケースだった。これしかないと言いながら一方ではあるようなことも言うから、この2600万は広町にしか使ってはいけないんだということを言うのが、これなんです。指定管理費を他に流用してはいけないという。だけどそれがないんです。だけど、おっしゃる寄付も会費もあった。広町のどこかのお家に事務局があってそこでやっていて、事業体としてフィールドは一箇所ですという説明ならわかった。そうじゃなかったというのが本当に稀なケースだと思います。ひとつでやるというところはそうはないです。母体はどこにあるんですかということを行いますよね。鎌倉の駅前にありますとかっていう説明をしてくれなくては、去年は広町の中にあるようなことを言っていたから、それはおかしい。

委員 だから、ホームみたいのがあってそれとは別個に広町があるんだと、そこについての収入であり経費であるんだということならわかります。

副委員長 普通だったら全部で3000万あったらその2割なりで事務局経費としてそれで運営するというなら、じゃあどういうふうにやりますかという議論になります。去年はそうじゃなかった。みんなこれでやります、これでやりますとしか聞こえなかったから、あんなふうな結果になったのですが、今年あの学習効果が表れるんだろうと思うんです。他に何かあればお願いします。

事務局 次回以降の日程の確認をさせていただきます。資料4ということで、今、指定管理者の選定に係るスケジュールを配布いたしました。先ほど委員の皆様には日程を確認いたしまして、今後の日程を決定いたしました。今後選定委員会は3回の開催を予定しており、第2回目は10月21日水曜日、第3回目は10月27日火曜日、第4回目は11月6日金曜日を予定しております。応募書類の提出は9月24日から10月7日まで受け付けることとしておりますので、次回の第2回委員会の前には応募団体が確定している状況となります。第2回委員会では、応募団体の申請内容の確認と採点方法の確認、ヒアリングの進め方等について審議を行う予定です。その約1週間後に、第3回委員会を開催し、そこで応募団体からのプレゼンテーションと委員の皆様によるヒアリングを実施したいと考えます。第3回委員会のプレゼンテーションとヒアリングの部分は公開で行う予定ですので、10月15日号の広報かまくらにおいて、傍聴者を最大で10名募集いたします。第3回委員会終了後、概ね3日間程度になりますが、10月30日を目途に採点をしていただき、第4回委員会で優先交渉権者を決定していきたいと思っております。なお、開催予定時間を記載しておりますが、応募団体数によって、特に第3回目のヒアリングの時間が前後することがあるかと思っておりますので、正式な開催時間を記載して開催通知は近くなりましたら送付いたします。以上です。

委員 他に応募するグループというのは何か聞いていますか。去年は意外といなかったわけですね。結局プレゼンには1グループしか来なかったのです。

事務局 去年は現地説明会に4社来られたんですが、最終的に応募者が1者という状況でした。やはり聞くところによると、都市林48haというのをすべてやるのかと

いう面があるようです。前回様式の中で様式7-1の中では大きな見出しだけしかなかった。現場の説明会ではこのようなことを記述してほしいという説明はしていたんですが、それだけではちょっと不親切かなということで、最低こういうものはきちんと明記してくださいと記載することにしました。そうでなければ、市のほうも採点しませんということです。今回もどこが手を挙げていただけののかわかりません。

委員 結局心配するのは、あの法人が応募する場合、管理実績がないわけです。ないということはこの15点が0だということになってしまう。相手の法人に、それは前提として了解しておいてもらわないといけないと思う。でなかったら、他が満点ならいいですけど、15点の配点の実績がないということが、私は0点だと思うんです。

事務局 今この団体が市と管理の協定ということで4月1日から締結してしまっていて、田畑とか樹林地の管理とか、作業部分については協定の中でやっているということになります。4月1日から都市公園として開園していますので、委員の皆様判断にもよりますが、その部分は多少実績ということで加えられるのかなというふうに思います。

副委員長 去年の説明でも母体ではなかったらと思います。パッションは十分に汲み取れたんだから、活かし方だと思います。去年全部私たちがと言われたから躊躇したというのがあったんだと思います。

委員 管理というものと協定というものを同じと考えていいんですか。公園協会がやっているんだ、ある部分は市民の会にやらせているという、それは、管理ということになるんですか。

事務局 公園協会にやってもらっていることは園路の巡回と管理事務所の運営です。その他に畑、田んぼ、園路もそうですが、その辺の維持管理作業等について、今年度からそのNPO団体と管理協定を結んで、こういう管理をしてくださいとのことで広町の管理をしていただいています。その中で実績が取れる部分があるのではないかと思います。

委員 会計、費用はどのようになっているのでしょうか。

事務局 維持管理作業に必要な消耗品は市で負担していますが、人件費だとかの費用は負担していません。

副委員長 話の大方はこれでよろしいでしょうか。

50haを100年あるいは50年先まで続けていくというのは相当のエネルギーがいると思います。この間テレビで、明治神宮の100年の姿がこうだとオオタカが棲んでいるということを言っていたけれど、この既存林を取り込んでそれを理想とする樹林に育てていくということは、相当エネルギーが要るだろうと思う。私が関わってきた国営公園、国土交通省の施策の300haとか大きいところは、4,000haとかある国立公園と変わらないくらいの規模があるところに飛び込んでやってきて、そこが急勾配、沢、いろんな環境や生物を包含しながら管理するというのがすごく難しい。で、お金がない。それを押しなめた経費なんかはくれないから、結局は手付かずになる。手付かずが育成するということもある

ます。放っておくというのもひとつの方針には違いないんだけど、でもこの50haはさうとうの目を届かせることが必要で、それは、市行政だけではできない。好きだという人たちの力を借りながら、なんとかするんだろうなと思って、それが始まるということでとても興味を持って、見ていたいと思います。パンフレットが立派なだけに。都市林の位置づけもちゃんとしてくれているが、大方の人にはこれがわからないだろうと思う。公園だから、税金を払っているんだから好きなことをさせてくれ、ということを出しかねない。都市林の保全について、パイオニアとしてぜひいいレポートを関連するところに発信してください。

以上で、第1回目の選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。